

**高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備を更に促すとともに、促進に
係る留意点について通知します。**

3 文科初第 1747 号
令和 3 年 12 月 27 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 所 轄
す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 長
伯 井 美 徳

**GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末
の整備の促進について（通知）**

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）段階における ICT 環境整備については、「GIGA スクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ等の ICT 環境整備の促進について」（令和 3 年 3 月 12 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）でも周知したところですが、デジタル社会形成基本法（令和 3 年法律第 35 号）第 37 条第 1 項等に基づき、令和 3 年 12 月 24 日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、「高等学校段階の 1 人 1 台端末については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も含め、各都道府県における整備状況を国としてフォローアップし、必要な取組を促す」とされたところです。

また、高等学校については、令和 4 年度入学生から、新学習指導要領が年次進行で実施されます。新学習指導要領においては、情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力の一つとして位置付けるとともに、情報科における共通必履修科目「情報 I」においても、全ての生徒がプログラミング、情報セキュリティを含むネットワーク、データベースの基礎等について学習を開始することとなっております。

これらを踏まえても、高等学校段階においても 1 人 1 台の学習者用コンピュータ端末（以下単に「端末」という。）環境を早急に整備することが必要です。

高等学校段階における端末の整備については、学校設置者が公費で端末を調達する取組や個人の端末の持ち込みを進めようとする取組等多様な実態がありますが、その財源については、一般財源とともに、令和 3 年度補正予算（第 1 号）に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充を活用することが可能となっています。

このほか、文部科学省では、各都道府県等における公立高等学校の端末の整備方針や令和4年度当初の整備見込み等について調査を実施しているところであります、その調査結果については、今後公表する予定であることを御承知おき願います。

各学校設置者におかれては、これも踏まえつつ、義務教育段階で学んだ児童生徒が高等学校に進学しても切れ目なく同様の環境で学ぶことができるよう、下記の事項にも御留意いただきつつ、関係部局等と緊密に連携し、保護者や地域等の十分な理解を得ながら、高等学校段階における端末の整備について万全を期するよう重ねてお願ひいたします。

以上のことと、高等学校を置く設置者に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会について、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人について、高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社について、周知くださいますようお願いします。

記

1. 令和3年度補正予算（第1号）の成立に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る令和3年度実施計画の第5回提出等については、令和3年12月27日付け内閣府地方創生推進室事務連絡において、各地方公共団体宛てに周知されており、1人1台端末が整備途上の場合、公費で端末を調達する場合に限らず、保護者への負担軽減策を講じる場合等においても同交付金の活用が可能となっているので、活用する場合は、実施計画の提出期限を厳守するなど事務手続きに遺漏なきよう留意すること。
2. 個人の端末の持ち込みにより高等学校の1人1台端末環境を整備する地方公共団体の中には、経済的困窮等の理由で端末を準備できない家庭に対し、端末の購入費の補助や立替等を行っている事例がある。このような取組については、文部科学省としても今後情報提供を行う予定であるので参考とすること。
3. 端末を整備する費用の負担軽減を図るため、文部科学省としては、関係省庁と連携しつつ、関係事業者等と意見交換等を実施しているところであります、今後、有用なサービス等が提供される場合は、随時情報提供を行う予定であること。

<p>【本件担当】 初等中等教育局修学支援・教材課情報企画推進係 TEL : 03-5253-4111（内線 3134） E-Mail : shugaku-kyozai@mext.go.jp</p>
